

令和 8 年 8 月 1 4 日
北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～「不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社水響舎に対し指名停止 2 ヶ月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号に該当）

株式会社水響舎は、帯広開発建設部発注の「道の駅ピア 2 1 しほろトイレ改修」の入札において、低入札価格調査の対象者となったが、金額を誤って入札してしまったことを理由に予算決算及び会計令第 8 6 条の規定に基づく調査への協力を拒否したことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社水響舎	兵庫県尼崎市武庫町 4 丁目 1 0 番 4 号

2. 指名停止措置期間：令和 8 年 8 月 1 4 日～令和 8 年 1 0 月 1 3 日（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 5 号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 杉山 弘幸（内線 5703）

開発監理部 会計課 開発専門官 臼井 義晃（内線 5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

